

議案第 55 号

市川市まちかど健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定に
ついて

市川市まちかど健康サロンの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 20 年 2 月 18 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市まちかど健康サロンの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民の心身の健康の保持及び増進並びに市民相互の交流の促進を図るため、まちかど健康サロン(以下「健康サロン」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 健康サロンの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市塩浜まちかど健康サロン

位置 市川市塩浜 4 丁目 2 番施設 2 号棟 101 号

(事業)

第 3 条 健康サロンにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の心身の健康の保持及び増進に資する機会の提供に関すること。
- (2) 市民相互の交流の場の提供に関すること。
- (3) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(使用することができるもの)

第 4 条 健康サロンを使用することができるものは、本市に住所を有し、勤務

し、又は通学する者及びこれらの者で構成される団体とする。ただし、市長が適当と認めるものは、この限りでない。

(使用の手続等)

第5条 健康サロンを使用しようとする個人は、規則で定める名簿に住所、氏名その他規則で定める事項を記入しなければならない。

2 健康サロンを使用しようとする団体は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、健康サロンを使用させず、又は前項の許可をしないことができる。

(1) 健康サロンを使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 健康サロンを使用しようとするものが健康サロンの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他健康サロンの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(使用料)

第6条 健康サロンの使用料は、無料とする。

(開所時間)

第7条 健康サロンの開所時間は、午前9時から午後9時(月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日にあつては、午後5時)までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第8条 健康サロンの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(1) 毎月の最終月曜日

(2) 1月1日から同月4日まで

(3) 12月28日から同月31日まで

(使用権の譲渡等の禁止)

第 9 条 第 5 条第 2 項の許可を受け、健康サロンを使用する団体は、その使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第 1 0 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、健康サロンの使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 健康サロンを使用するもの(以下「使用者」という。)が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の際に指示された事項又は使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) その他健康サロンの管理運営上支障があるとき。

(損害賠償)

第 1 1 条 施設等を壊し、汚し、又は失わせた使用者は、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

平成20年4月1日から供用開始を予定しているまちかど健康サロンの設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。